

奈良県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安部  
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 古山 佳勇

北葛城郡広陵町大字安部七四八

古川 喜幸

二九一一

古山 隆副

一二八一

乾 善徳

七七五

中谷 嘉蔵

馬見中三丁目一一五

久保 忠雄

大字安部一二九一二

上田 市夫

六〇九

寺田 惣一

五六七

吉川 正人

五五二

翼 成元

五二五一二

出井 陸治

八〇三

監事 翼 寛行

一四〇一一

理事 古山 佳勇

三三五四

古川 喜幸

四一七一

古山 隆副

五六七

乾 善徳

二九一一

久保 忠雄

一二八一

上田 市夫

七七五

翼 博司

一二九一二

久保 忠雄

六〇九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

北葛城郡広陵町大字安部七四八

理事 古山 佳勇

二九一一

古川 喜幸

一二八一

乾 善徳

七七五

久保 忠雄

一二九一二

上田 市夫

五六七

〃 藍事 〃 〃 〃 〃 〃 〃

清水 林 乾 翼 吉川 翼 寺田 吉山  
弘 博 一 宽 行 正 元 惣 功  
人 海 明 行 人

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

四一三一 四一七一 七七二 一四〇一 八〇三 五五〇一 五二五一 五五二